

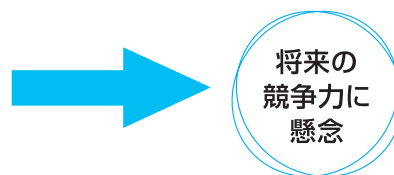
人材投資促進税制の創設について

平成17年4月1日から人材投資促進税制が創設されました。

我が国の産業競争力の基盤である産業人材を育成・強化する観点から、人材投資の減少傾向を拡大に転じさせるとともに、企業における戦略的な人材育成への取組を強力に後押しするため、人材育成に積極的に取り組む企業について、教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する制度となっております。

1.背景

- 構造調整の進展、短期的利益の追求から企業の人材投資が減少
- 人材の国際競争率では中国に劣後しつつある
- 技術の高度化、専門化や短サイクル化、熟練技術者の高齢化により技術・技能移転が困難化
- 雇用定着率の低下で、企業の人材投資にかかるリスクが増大



2.人材投資促進税制の概要

- ① **基本制度** 教育訓練費を前2事業年度の平均額（基準額）より増加させた企業について、その増加額の25%に相当する金額を当期の法人税額から控除する。（法人税額の10%限度）
- ② **中小企業の特例** 中小企業については、教育訓練費を上記基準額より増加させた場合、教育訓練費の総額に対し、増加率の1/2に相当する税額控除率（上限20%）を乗じた金額を当期の法人税額から控除する。（法人税額の10%限度。①との選択が可能。）

※中小企業については、地方税（法人住民税）においても適用（課税標準を法人税額控除後の額とする）。

税額控除の対象費用と具体例

- 講師・指導員等経費：社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料
- 教材費：研修用の教材・プログラムの購入料等
- 外部施設使用料：研修を行うために使用する外部施設・設備の借上料、利用料
- 研修参加費：企業経営の観点から企業が従業員の教育訓練上必要なものとして指定した講座等の受講費用、参加費用
- 研修委託費：講師、教材等を含め研修全体を外部教育機関へ委託する場合の費用

税額控除額の例

A) 基本制度適用の例：教育訓練費（前2事業年度平均）1億円の企業が、当期における教育訓練費を

① 2,000万円（20%）増加させた場合：法人税額控除 **500万円**（2,000万円（増加額）×25%（控除率））

② 4,000万円（40%）増加させた場合：法人税額控除 **1,000万円**（4,000万円（増加額）×25%（控除率））

B) 中小企業特例適用の例：教育訓練費（前2事業年度平均）1,000万円の企業が、当期における教育訓練費を

① 200万円（20%）増加させた場合：法人税額控除 **120万円**（1,200万円（総額）×20%×1/2（控除率10%））

② 400万円（40%）増加させた場合：法人税額控除 **280万円**（1,400万円（総額）×40%×1/2（控除率20%））

（注）中小企業の場合は、法人住民税の税額控除あり。

問い合わせ先

経済産業省経済産業政策局産業人材担当参事官室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-2259（直通）